

重課税率について

軽自動車税種別割についてグリーン化（環境への負荷の低減に資するための施策）を進める観点から、初度検査年月から13年を経過した軽四輪等は、標準税率に概ね20%税率が上乗せされる重課税率が適用されています。

※ 電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ハイブリッド及び被けん引自動車は対象外です。

車種			税率（年税額）		
			① 旧税率	② 標準税率	③ 重課税率
三輪			3,100円	3,900円	4,600円
四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

初度検査年月とは・・・？

初めて車両番号（ナンバー）の交付を受けた年月のことです。
自動車検査証の「初度検査年月」欄で確認ができます。

例

番号	12345	自動車検査証			令和	年	月	日	軽自動車検査協会
車両番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状			
所沢 580 あ 1234	令和 2年 10月1日	平成 27年 8月	軽自動車	乗用	自家用	箱型			

※ 初度検査年月が平成15年10月14日以前の車両の場合、検査年のみの記載となっており、検査月が記載されていません。
その場合は、その年の12月を検査年月とします。

※ 中古車で購入された場合も、自動車検査証の「初度検査年月」で判断するので、ご注意ください。

重課税率早見表

初度検査年月	適用開始年度
平成 19 年 3 月以前	重課適用
平成 19 年 4 月から平成 20 年 3 月まで	令和 3 (2021) 年度から
平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月まで	令和 4 (2022) 年度から
平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月まで	令和 5 (2023) 年度から
平成 22 年 4 月から平成 23 年 3 月まで	令和 6 (2024) 年度から
平成 23 年 4 月から平成 24 年 3 月まで	令和 7 (2025) 年度から
平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月まで	令和 8 (2026) 年度から
平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月まで	令和 9 (2027) 年度から
平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月まで	令和 10 (2028) 年度から
平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月まで	令和 11 (2029) 年度から
平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月まで	令和 12 (2030) 年度から
平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月まで	令和 13 (2031) 年度から
平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月まで	令和 14 (2032) 年度から
平成 31 年 4 月から令和 2 年 3 月まで	令和 15 (2033) 年度から
令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月まで	令和 16 (2034) 年度から
⋮	⋮
⋮	⋮